

## 法人の理念と方針

### ◆地域生活支援サービスの提供◆

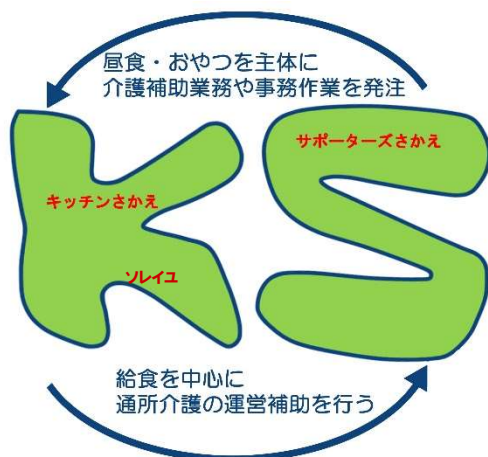
私たちは、地域が人の基盤だと考え、人の関わりを通じた「地域生活」の場を提供していきます。

### ◆生活を立て直すきっかけ作り◆

地域で暮らす高齢者をはじめとして、脳梗塞や交通事故等で、脳に損傷を受け、高次脳機能障害(記憶・思考・行為・言語・注意)や、手足のマヒなどにより、生活障がいを生じた方に対して、「作業」を通じて、生活を立て直す「場」を提供する為に設立されました。

### ◆助け合いで住みやすいまちへ◆

高齢社会の日本において、お互いのできる事を行う助け合い(互助)を実践するため、私たちは事業所の運営を通して、障がい者も誰もが暮らしやすいまち作りを進めていきます。



## 施設概要

### ◆名称及び連絡先◆

一般社団法人 栄福社会 (平成23年設立)  
・介護相談ケアサポートさかえ (居宅支援事業)  
令和2年9月1日 立川市事業所指定  
TEL: 540-1034 FAX: 540-1035

### <併設事業所>

- ・キッチンさかえ (就労継続支援B型)
  - ・ソレイユ (就労移行支援)
  - ・サポーターズさかえ (地域密着型通所介護)
- TEL: 540-1033 FAX: 540-1035  
TEL: 540-1034 FAX: 540-1035

Mail: [contact@sakaefukushi.jp](mailto:contact@sakaefukushi.jp)

URL: <http://sakaefukushi.jp>



居宅介護支援事業

介護相談

ケアサポートさかえ



〒190-0003

立川市栄町三丁目2番地

042-540-1034

## ケアマネジャーとは・・・

◆介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、適切な介護サービスが受けられるようにするために、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職です。

介護が必要になった際に介護サービスがすぐに受けられるわけではありません。介護サービスが受けられるようになるためには、ケアマネジャーに介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要となります。

介護を要する方の状況や、ご家族がどんなことに困っているのかを理解し、その方やご家族がどのように暮らしていきたいかを一緒に考え、それを実現させるために必要な役割を考えたり、サービスを受けられるように、利用者とサービス事業者との間に立って連絡調整するのケアマネジャーの仕事となります。

## ケアマネジャーの主な仕事

- ◆市役所への申請
- ◆主治医との連携
- ◆訪問調査（アセスメント）
- ◆介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- ◆サービス状況の確認（モニタリング）
- ◆介護レンタル用品の手配
- ◆サービス提供事業者との連携
- ◆給付管理
- ◆住宅改修の支援

## 介護が必要になったら・・・



**\*相談やケアプラン作成における費用負担はありません。**  
お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

- ◆市の介護保険窓口にて、本人や家族が認定申請をします。
- ◆市町村の職員などが自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。
- ◆介護が必要となる原因などについて、主治医が記載します。
- ◆認定調査、主治医の意見をもとに専門家が審査、判定します。
- ◆認定審査会の結果に基づいて、要介護、要支援認定を行い、本人にお知らせします。
- ◆ケアマネジャー等に状況説明して、認定に応じたケアプランを作成してもらいます。
- ◆ケアプランに基づいて、適切なサービスを利用します。
- ◆認定の有効期間は原則 6 か月（更新の場合は36か月）です。引き続きサービスを利用する場合は、満了の 60 日前から更新申請ができます。

## 営業時間

平日 8時～17時  
土・日・祝・年末年始は休業